

令和3年3月1日

学生 各位

岐阜大学副学長(企画・教育・評価・基金担当)
岐阜大学教育推進・学生支援機構長
福井 博一

緊急事態宣言の解除に伴う日常生活の留意事項について

3月1日に皆さんにお知らせしました「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更に伴う本学の対応について」にもあるとおり、岐阜県に発令されていた特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、岐阜県独自の「緊急事態対策」は継続されていることから、本学としては「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における岐阜大学の活動指針」を**変更せず、引き続きこれまでと同様の感染拡大防止に取り組んでいくこととしています。**

それを受け、改めて、以下のとおり、日常生活の留意事項等をお知らせいたします。引き続き、感染拡大防止の取り組みにご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<日常生活における留意事項>

- 「**リスクを伴う飲食**」につながる花見、卒業式の二次会、謝恩会、歓送迎会及びこれに類するものの開催や参加は回避すること。
- **卒業旅行を含む旅行や帰省**など、県をまたぐ**不要不急の移動は自粛**すること。
- 授業等により登校する必要がある場合は、起床後に体温を測定するとともに、発熱症状や風邪症状があれば保健管理センター及び所属学部・研究科の学務担当係へ連絡のうえ、自宅で安静にすること。
- 外出時はマスクを着用し、特に公共交通機関(電車やバスなど)の車内において、会話は最小限とすること。
- 消毒液による手指消毒や洗面所での手洗いをこまめに行うこと。特に、食事前には必ず手指消毒又は手洗いをすること。
- 体調や行動履歴を記録すること。
- 新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ(COCoA)をダウンロードし、陽性者との接触を管理すること。